

事務所通信

平成27年春号

こんにちは、立川です。
いつもありがとうございます。

相続税が、平成27年1月より増税となりました。
相続税対策に「生前贈与」があります。
今回は、新たに創設された制度を含めて、6種類の制度の概略についてご説明致します。

1 暦年課税の贈与

暦年課税の贈与で、最も大事なことは、法的にその贈与が成立していることです。

「贈与」とは、契約のひとつです。

契約である以上、「あげます」「もらいます、ありがとう」という意思がお互いに必要です。具体的には、下記の①②の条件が必要です。

あげた人が、「贈与者」で、もらった人が「受贈者」です。

① 贈与契約書の作成と振込

贈与契約書の作成は、贈与の成立のために絶対に必要なものではありません。しかし、贈与日、贈与者、贈与財産をお互い自筆で書面に残しておくことは、とても重要なことです。

預金の贈与であれば、贈与者が、受贈者の銀行預金口座に振込むことがベストです。この場合には、贈与者には振込票、受贈者には預金通帳に入金の印字がされますので、贈与資金が実際に移動した証拠になるのです。

② 管理支配と、たまには使うということ

受贈者が、振込を受けた受贈者名義の銀行預金口座の通帳は、受贈者本人の印鑑を届出印として作成されたものであることが必要です。そして、その通帳、カードは、受贈者本人が、管理支配していると認められることが必要です。

さらに、受贈者が贈与者から贈与を受けた預金等について、その贈与後は、受贈者に自由な使用収益権の行使が保障されていることが必要です。

一言でいうと、振込でもらった預金から、たまにはおろして使うということが、自由な使用収益権の行使の保障ということなのです。

つまり、たとえ贈与契約書が作成されて資金の移動がなされたとしても、受贈者が使用収益権を確保していない場合には、贈与は成立していないものと考えられますので、注意が必要です。

さて、暦年課税の贈与とは、基礎控除額である年間110万円までは、贈与税が課税されないというものです。

贈与税は、そもそも「もらった人」に課税される税金です。

たとえ少しずつであっても、長い時間をかければ、相続税の節税効果が発揮されます。

ただし、相続前3年以内に贈与された財産は、相続財産に加算されて相続税が計算されますので、注意が必要です。

平成27年1月以降は、父母や祖父母などの直系尊属から、20歳以上の子や孫などに対する贈与税は、減税となっています。

例えば、500万円を贈与したときの贈与税は、485,000円です。

そして、300万円を贈与したときの贈与税は、190,000円です。

2 贈与税の配偶者控除

この制度は、婚姻期間が20年経過していれば、配偶者に対して居住用不動産を贈与しても、2,000万円まで贈与税がかからない というものです。

この制度は、相続開始の年の贈与であっても、適用が受けられますので、相続税対策としての効果の高いものです。

現実として、夫名義の居住用不動産を、妻に持分贈与するということが多いです。しかし、登録免許税や不動産取得税などがかかってきますので、注意が必要です。

3 相続税精算課税制度による贈与

この制度は、贈与税と相続税を一体化させた制度です。

具体的には、60歳以上の親が、20歳以上の子や孫に対して贈与したとき、贈与額の累計で2,500万円まで贈与税がかからない というものです。

2,500万円を超えたら、一律20%の税率で贈与税がかかります。

また、この制度を適用するためには、あらかじめ受贈者が所定の届出書を税務署に提出して、贈与税の申告手続きを行う必要があります。

そして、一度この制度を選択したら、その後変更できない点に注意が必要です。

さらに、贈与者が死亡したときには、その贈与財産は、相続財産に加算されます。相続財産に加算される価額は、贈与時の価額です。したがって、値上がりする財産や値上がりが確実に見込まれる財産を贈与する場合には、向いています。

4 子への住宅取得等資金の贈与

この制度は、20歳以上の子が、父母や祖父母から、住宅の取得等資金の贈与を受け、翌年3月15日までに所定の住宅の新築・取得をして居住したときは、一定の非課税枠が設けられます。

ここでいう「住宅の取得等資金」の範囲には、住宅用家屋のほか、先行して取得する、住宅の敷地が含まれます。

新築される住宅用家屋には、床面積が50㎡以上240㎡以下であることが必要です。

「一定の非課税枠」は、契約締結の時期、建物の状況によって変わりますが、最大で3,000万円です。

5 子・孫への教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

この制度は、父母や祖父母などの直系尊属が、30歳未満の子や孫一人につき、1,500万円まで教育資金を、金融機関を通して一括贈与しても、贈与税はかからない というものです。

学校等以外に支払うものの非課税限度額は、500万円です。

また、受贈者が30歳までに教育資金を使い切らなければ、贈与税が課税されます。適用期限は、平成31年3月31日までとなっています。

6 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

この制度は、父母や祖父母などの直系尊属が、20歳以上50歳未満の子や孫一人につき、1,000万円までの結婚・子育て資金を、金融機関を通して一括贈与しても、贈与税はかからない というものです。

結婚資金については、300万円が非課税限度額です。

受贈者が50歳までに結婚・子育て資金を使い切らなければ、贈与税が課税されます。

平成27年度税制改正で新たに創設された制度で、平成27年4月1日からの適用になります。適用期限は、平成31年3月31日までとなっています。

以上、相続税対策で利用できる6つの制度をみてきました。

ここで考えてほしいことがあります。

生前贈与を実行するときには、誰に、何を、いくら贈与するかということです。

誰に贈与するかは、他の相続人となるべき人とのバランスが大切になります。

何を贈与するかは、不動産なのか、預金なのか、有価証券なのか ということです。

いくら贈与するかは、想定する相続のシミュレーションを行いその相続税の税率を算定します。そして、その相続税の税率未満の贈与税の税率であれば、メリットが生じます。

これらの点に注意したうえで、どの制度を、いつ実行するのか、(あるいは実行しないのか) を考えていただきたいと思います。

(代 表 立 川 勝 一)

■ 編集後記

今年も、所得税確定申告を期限内に無事終わることができました。ありがとうございました。

税務署から送られてくる確定申告書用紙の入っている封筒には、サザエさんの4コマ漫画が印刷されたものがあります。

サザエさん「早く 申告に行かなきゃ！」

波平さん「これからは家でe-Taxじゃよ！！」

ところで、波平さんは、何の確定申告をするのでしょうか？

海山商事か山川商事のサラリーマンのはずです。

医療費控除でしょうか？

今、流行のふるさと納税でしょうか？

まさか、給与所得が2000万円超？

自宅は、特に変わってないようだし、

副業で、花澤不動産管理の賃貸アパート経営？

去年は、泥棒に入られていないと思うので、雑損控除はないと思います。

(メンバーズブログより)

ちなみに、ふるさと納税ですが、3月31日税制改正関連法の成立により改正されました。

1. ふるさと納税枠を約2倍に拡充

ふるさと納税枠が、個人住民税所得割の10%から20%に拡充されます。

2. 手続きの簡素化（「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設）

確定申告をする必要がない方は、寄付先が5自治体以内であれば、ふるさと納税先団体に所定の申請書を提出することにより、控除に必要な確定申告が不要になります。

なお、総務省のふるさと納税のホームページに、制度の概要・全額控除される寄附額の目安・寄附金控除額の計算シミュレーションがございます。ご参考にされてはいかがでしょうか。

(本 山)